

## 高等学校等教育改革促進基金管理運営要領

令和7年12月26日  
文部科学省初等中等教育局長決定

### 第1 通則

高等学校等教育改革促進事業費補助金により都道府県に造成された基金（「高等学校等教育改革促進基金」と呼称し、以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理事業」という。）及び基金を活用して行う高等学校等教育改革の促進に係る事業（以下「改革促進事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 基金管理事業の実施

#### （1）基金の造成

基金は、都道府県がこれを造成するものとする。

#### （2）基金の造成方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

#### （3）基金管理事業の実施

##### ① 基金管理事業の実施計画の策定等

ア 都道府県は、基金管理事業に係る計画（以下「基金管理事業計画」という。）を策定する。

イ 基金管理事業計画は、令和11年3月31日までの範囲で定めるものとする。

ウ 都道府県は、基金管理事業計画の範囲内で第3に定める改革促進事業に係る計画（以下「改革促進事業計画」という。）を策定する。

エ 都道府県は、改革促進事業計画の見直しに伴い、必要に応じて基金管理事業計画を見直すことができるものとする。

オ 都道府県は、第3（2）②により市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの補助金額の上限を提示している場合、基金管理事業計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの補助金額の上限を見直すことができるものとする。

##### ② 基金の取崩し

都道府県は、基金管理事業計画の範囲内で、都道府県（実施主体に市町村を含める場合には、市町村も含む。）が行う改革促進事業に必要な経費を必要に応じ基金から取り崩し、支出するものとする。

ただし、基金管理事業計画で定める終期の翌日以降に実施した改革促進事業に係る経費については、支出できないものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金管理事業の中止

都道府県は、基金管理事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学省の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、改革促進事業及び基金管理事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

(7) 精算

精算に当たっては、別に示す様式により、保有額、基金管理事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学省に令和11年6月末までに報告し、その指示を受け、精算した残余金を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、別に示す様式により、毎年度の事業実施状況を翌年度の6月10日までに文部科学省に報告するとともに、これを公表しなければならない。

なお、基金を解散する日の属する年度の事業実施状況報告については、第5（4）によるものとする。

(9) 事業の終了

基金管理事業は基金管理事業計画の終期が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。ただし、同日が到来した時点における改革促進事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、同日の翌日から起算して3か月間を限度に基金管理事業及び改革促進事業を延長することができる（この場合は、精算が完了した上で、基金を解散するものとする。）。

### 第3 改革促進事業の実施

(1) 改革促進事業の対象

改革促進事業の内容及び対象経費等は、別添「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」に定めるとおりとする。

ただし、他の制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は、改革促進事業の対象としない。

(2) 改革促進事業の実施主体

① 改革促進事業の実施主体は、都道府県とする。

② 都道府県は、市町村と連携して改革促進事業を実施する場合には、改革促進事業の実施主体に市町村を含めることができる。その際、あらかじめ市町村ごとの補助金額の上限を提示することができるものとする。

(3) 市町村が行う改革促進事業に係る補助金の申請等

① 市町村が改革促進事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し改革促進事業に係る補助金の申請を都道府県が定める様式により、都道府県に提出しなければならない。

② 都道府県は、市町村から改革促進事業に係る補助金の申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し補助金の交

付を決定するものとする。

- ③ 都道府県は、②の交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 改革促進事業の中止

- ① 都道府県は、改革促進事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学省に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、改革促進事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県が指示する場合は、あらかじめ文部科学省の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

改革促進事業により高等学校等の教育改革の取組を行った市町村は、当該取組を行った日の属する翌年度の4月10日までに、改革促進事業の事業実施報告を都道府県が定める様式により、都道府県に提出しなければならない。

#### 第4 改革促進事業を実施する場合の条件

改革促進事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 第3（1）に規定する事業に使用しなければならない。
- (2) 基金管理事業計画及び改革促進事業計画の内容及び経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、修正した計画を文部科学省に提出しなければならない。文部科学省は修正された計画について、交付要綱やこの要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。
- (3) 改革促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は改革促進事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに文部科学省に報告しなければならない。
- (4) 改革促進事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち機会及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び器具については、文部科学省が別に定める告示を準用することとし、当該期間を経過するまで、文部科学省の承認を受けないで、この改革促進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 改革促進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、改革促進事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 改革促進事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) 改革促進事業を行う者が、（1）から（6）までに付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (8) (4)において、文部科学省の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (9) 改革促進事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を改革促進事業が完了する日（改革促進事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属

する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

## 第5 基金管理事業及び改革促進事業の中止・終了等

- (1) 文部科学省は、次に掲げる場合には、基金管理事業及び改革促進事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
- ① 都道府県（第3（2）②による場合には市町村も含む。）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱（令和7年12月26日文部科学大臣決定）若しくはこの要領又はこれらに基づく文部科学省の处分若しくは指示に違反した場合
  - ② 都道府県が、基金を基金管理事業又は改革促進事業以外の用途に使用した場合
  - ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 文部科学省は、（1）の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) （2）の期限内に基金に充当がなされない場合には、文部科学省は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。ただし、（1）④に掲げる場合は除くものとする。
- (4) 基金を解散する場合には、別に示す様式により、解散する時までの基金の保有額、基金管理事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学省に報告し、その指示を受け、解散する時にある基金の残余額を国庫に返還しなければならない。
- (5) 基金の額が基金管理事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると文部科学省が認め、補助金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、文部科学省が指定する期日までに国庫に返納しなければならない。

## 第6 その他

- (1) 都道府県は、改革促進事業に係る補助金の申請及び交付決定の事務に係る手続等を定め、実施するものとする。
- (2) 補助金の交付決定後の事情の変更等により、本要領の変更が必要となった場合には、目的の範囲内で、文部科学省が変更することができる。

## 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業

## 第1 事業の目的

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」は、公立の高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の改革を推進するため、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して、技術革新・産業構造の変化を踏まえた人材育成の先導的な取組を行う拠点校を創出することを目的とする。

## 第2 実施主体

都道府県（要領第3（2）②による場合には市町村（特別区を含む。）を含む。）

## 第3 事業内容

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に係る基盤的支援

「第1 事業の目的」を達成するため、都道府県等が高等学校等教育改革に向けて実施する①アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成、②理数系人材育成、③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（以下「三類型」という。）に関する先導的な取組を行う拠点創出の取組のうち、体制構築を図る経費など基盤的経費を支援する。

## ① 対象経費

国が示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））骨子～2040年に向けたN-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想～」（令和7年11月28日文部科学省）を踏まえ、都道府県において先行して実施する必要のある体制構築等の経費及び事務処理に要する経費等の基盤的経費。

具体的には以下のとおり。

経費区分	費 目
三類型に応じた経費	報酬、給料・職員手当等及び共済費（任期の定めのない常勤職員に係るものは除く。）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助及び交付金。
都道府県事務費	報酬・給料・職員手当等及び共済費（任期の定めのない常勤職員に係るものは除く。）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。

② 補助基準額・補助率

補助基準額 (三類型に応じた経費) 20,000千円／都道府県

(都道府県事務費)

40,000千円／都道府県

補 助 率 10分の10

③ 補助要件

- (1) 「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））骨子～2040年向けたN-E. X. T（ネクスト）ハイスクール構想～」（令和7年11月28日付け文部科学省）に沿った高校教育改革を実施するための体制を構築すること。
- (2) 高校教育改革に向けて、教育委員会のみではなく、知事や関係部局、産業界、大学等の高等教育機関、地域の関係者などと十分に連携・協働し改革を進めるための体制を構築すること。
- (3) 改革を先導する拠点において、教育委員会の関与の下で、校長がリーダーシップを発揮してスクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化、生徒の学びの成果・課題の把握と教育活動の改善への反映、公表の仕組みを構築するための検討体制を構築すること。
- (4) 三類型に応じた改革を先導する拠点校の取組及び域内の教育環境の向上に必要な体制を構築すること。
- (5) 基金設置条例について令和7年度内に議会に提出する等とともに、基金の適切な管理運営を行う体制を構築すること。